

水銀排出施設に関する水銀濃度(全水銀) の測定頻度 (施行規則第 16 条の 12)

施設の種類	最大湿りガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	測定頻度
別表第 3 の 3 3 および 4 の施設のうち、 専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料と する乾燥炉	—	年 1 回以上
別表第 3 の 3 5 の施設のうち、 専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料と する溶解炉	—	年 1 回以上
上記以外の水銀排出施設 (ボイラー、セメント焼成炉、廃棄物 焼却炉等)	4 万以上	4 ヶ月を超えない 作業期間ごとに 1 回以上
	4 万未満	6 ヶ月を超えない 作業期間ごとに 1 回以上